

横芝町の人口と世帯

（6月1日現在）

人口 13,384人 (+11)
男 6,496人 (-7)
女 6,888人 (+18)
世帯数 3,416 (+10)
() 内は前月比



第142号

昭和51年7月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17

六月議会

九千三百九十四万円補正

うち道路整備に五千万円

六月二十二日から開かれた定例

も原案どおり可決されました。

議会で町道の整備を主とした五十

一年度補正予算ならびに、地方税

法の改正に伴う町税条例の改正等

を含む九議案が提案され各案件と

地方税法の改正に伴つて、昭和

五十一年度の住民税、固定資産税

の扱いが一部改正されました。

ある被保険者の年度途中の移動

の扱いが一部改正されました。こ

の改正では、今まで社会保険か

ら国保・国保から社会保険へと移

動した場合、社会保険の本人につ

いては月割で税の増減が行われま

したが、今年度分からは年度途中

の移動（出生・死亡・転出入・社

保加入脱退等）についてもすべて

月割で税の増減が行われることに

なりました。

▼横芝町文化財保護条例の改正

文化財保護法の一部を改正する

法律の施行に伴つて、町の文化財

保護条例の全面改正が行われまし

た。

▼消防団員等公務災害補償条例の

一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補

償の基準を定める政令の改正に伴

つて、補償基礎額の引上げなどが

行われました。

▼横芝町非常勤消防団員に係る退

職報償金の支給条例の一部改正

非常勤消防団員等公務災害補償

並びに軽自動車税の税率改正を主とした内容の横芝町税条例の改正が行われました。

▼国保税条例の一部改正

昭和五十一年度の国民健康保険税条例の一部改正が行われ課税の

限度額を十二万円から十五万円に引き上げたほか、所得割、資産割、均等割、平等割等の税率の改正が

行われました。また、課税の要因

である被保険者の年度途中の移動

の扱いが一部改正されました。こ

の改正では、今まで社会保険か

ら国保・国保から社会保険へと移

動した場合、社会保険の本人につ

いては月割で税の増減が行われま

したが、今年度分からは年度途中

の移動（出生・死亡・転出入・社

保加入脱退等）についてもすべて

月割で税の増減が行われることに

なりました。

▼横芝町文化財保護条例の改正

文化財保護法の一部を改正する

法律の施行に伴つて、町の文化財

保護条例の全面改正が行われまし

た。

▼消防団員等公務災害補償条例の

一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補

償の基準を定める政令の改正に伴

つて、補償基礎額の引上げなどが

行われました。

▼横芝町非常勤消防団員に係る退

職報償金の支給条例の一部改正

非常勤消防団員等公務災害補償

等共済基金法施行令の改正に伴いとした内容の横芝町税条例の改正が行われました。

▼横芝町土地家屋評価審議会条例の一部改正

町が土地家屋の取得及び処分等の調査及び審議について充実を期すために委員の数を四十九名に増員し、学識経験者の方に議会議員を加えるもの。

▼五十一年度一般会計補正予算

本年初めての補正で九千三百九十四万九千円の追加が行われ、一

般会計予算是十億七千五百二十四万九千円となりました。また、今

回の補正では、国の景気浮揚対策の一環として臨時の市町村道整備事業費四千二百四十万円が認められため、町道の整備費に五千四百三十三万円が補正されました。

この他には町営野球場設備工事に一千円などが追加補正されました。

▼人権擁護委員の推せん

六月三十日をもって任期満了となつた平山喜代次氏（北清水六二一三番地）の再任することに附せんすることになりました。

この他に、上塙小学校校舎増改築及び併行防音事業について、五十年度分歳出未了分を五十一年度へ通次繰り越して使用するための繰越計算書の報告がありました。